

令和7年1月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)
地域名 (地域内農業集落名)	伊香立上龍華地区 (上龍華)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・現状では土地の所有者が耕作者となり稲作を続けていく方向となっているが、後継者不在の農地面積が2.8haとなっており新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・集約化が必要ではあるが、農地によって地形や土質、気象条件（強風・積雪）、獣害（サル・シカ・イノシシ）といった課題が異なる。
- ・地域の活性化を図るため新たな作物の導入の取組が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・米の変わる新たな主要作物を見つけ出し、生産性の高い農業を進める。
- ・併せて新規作物（何を栽培するかは今後検討）を導入し、新たな地域の特産にしていく。
- ・集落営農組合の継続に向けた体制整備について地域で検討を行う。また、地域住民に協力を仰ぎながら地域外の認定農業者や認定新規就農者を受け入れることにより、さらに農業を担う者を募る。
- ・地域全体で利用する仕組みの整備を進めるため、引き続き地域内での話し合いを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域の農用地区域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農業委員に協力してもらいながら、継続して集落での話し合いを行い、新しい担い手の確保や農地の効率的な活用を検討する。また、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組も検討していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
引き続き、集落組織を中心に計画的な水路・農道の管理を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手が病気や怪我等の事情で継続が困難になった場合に備え、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、多様な経営体の育成に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では特になし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣の追い払いや駆除、侵入防止柵の維持管理を地域ぐるみで行うとともに、被害を受けにくい作物作付けの検討を行う。
- ③生産の効率化・高度化を確立するため、スマート農業を推進する。